

類型化に関する検討の流れについて

類型化の検討では申請対象機器に対して機種を設定し、申請対象機器を大きな区分に分類することが基本となる。

一方、類型化を実施する目的は、設工認申請において説明が必要な事項（説明事項）のうち、評価を伴う事項（評価項目）を効率的に審査いただくことが目的であることから、類型化の検討において考慮すべき評価項目を正しく見極める必要がある。

申請対象機器の抽出は、事業変更許可申請書において申請した機器をベースに、最終的に様式－2を基に抜け漏れのないことを確認する。

説明事項は、技術基準規則の各条文及びその解釈並びに関係する事業変更許可申請書本文及び添付書類（事業指定基準規則）に記載されている内容に対応する事項として整理する。（本整理は最終的に様式－6，7を基に抜け漏れのないことを確認する。）

本書では説明事項の整理結果をもとに、類型化の検討において考慮すべき評価項目を抽出する。

なお、類型化の前提となる申請対象機器及び機種の設定については別資料に纏める。

次頁に類型化検討の全体の流れのイメージ図を示す。

イメージ図では、類型化における評価項目の整理を3ステップに分けて示している。

各ステップでの作業の概要は以下のとおりである。

- ステップ1 規則要求と説明事項の関係整理
- ステップ2 説明事項から評価項目の抽出
- ステップ3 評価項目の分類による類型化と代表機器の選定

また、これらのステップの作業を補足する資料とし別添1及び別添2を示す。

ステップ1：規則要求と説明事項の関係整理

		技術基準規則適合性説明に必要な説明事項	評価有無	新規説明
技術基準規則	第2条	(評価の概要(ある場合)、基本設計方針等への記載概要)		
	第3条			
	第4条		○	△
	第5条		○	○
	第6条		○	○
	第7条			○
	第8条		○	○
	第9条			○
	...			

技術基準規則の要求事項に対応する説明事項を整理

基本設計方針等に記載するのみで、個別評価が必要のない条文を明確化 ⇒別添1の3.の内容

許認可実績と技術基準規則の要求事項を比較し、変更のないものは△、変更有を○とする ⇒別添1の2.の内容

ステップ2：説明事項から評価項目の抽出

機種	機器名	評価項目					
		耐震	臨界	耐圧	遮蔽	火災	居住性
ポンプ	A	○	△	○	△	○	○
	B	○	△	○	△	○	○
	C	○	△	○	△	○	○
	D	○	△	○	△	○	○
容器	E	○	△	○	△	○	○
	F	○	△	○	△	○	○
	G	○	△	○	△	○	○
	H	○	△	○	△	○	○

・基本設計方針にのみ記載する説明事項を除き
機器と評価項目の紐づけを行う。
⇒別添1の4.の内容

申請対象機器(再処理事業指定申請書記載の機器から順次拡大(本資料範囲外))
炉規則別表第2を基に、再処理固有の機種を考慮し設定(本資料範囲外)

ステップ3：評価項目の分類による類型化と代表機器の選定

機種	機器名	評価項目		
		耐震	耐圧	火災
ポンプ	A	○	○	○
	B	○	3	3
	C	1	○	○
	D	○	○	6
容器	E	○	○	○
	F	○	4	5
	G	2	○	7
	H	○	○	○

←類型化の観点で考慮が必要な評価項目を抽出
(別添2)

- ・評価項目ごとに、評価の特徴を考慮して類型化
 - ・評価項目のパターンごとに代表機器を選定
- 1-3-5 ⇒ Aで代表
1-4-6 ⇒ Dで代表
2-4-7 ⇒ Gで代表

↑ 考え方を整理のうえ、別途提示

設工認申請事項のうち説明が必要な事項の整理について

1. はじめに

本書では、類型化検討の前提となる技術基準規則適合性説明に必要な説明事項のうち、これまでの許認可実績から追加された又は明確化されたことによって説明が必要な評価項目の抽出方法及び抽出した評価項目の整理結果について説明する。

また、抽出した評価項目と申請対象設備との紐づけ方法について説明する。

2. 説明が必要な評価項目の抽出プロセス

(1) 技術基準規則適合性説明に必要な説明事項の抽出

- ① 技術基準規則の要求に対して必要な説明事項を、基本設計方針として示すもの（図表類含む）、基本設計方針の具体化が必要なもの及び評価を伴うもの（評価項目）とに整理する。

(2) 許認可実績からの追加事項の有無の確認

- ② 安全審査指針等及び事業指定基準規則の対比等から、これまでの許認可実績から追加された又は明確化されたことによって説明が必要な説明事項か否かを以下のとおり判別する。

（設計基準設備）

- ✓ 事業指定基準規則と再処理施設安全審査指針の比較並びに当該指針を踏まえたこれまでの許認可実績により、事業指定基準規則において追加された又は明確化された要求事項を整理資料にて網羅的に整理している。
- ✓ 設計基準設備に関連する説明が必要な説明事項の抽出は、この整理された要求事項を基に実施する。

（重大事故等対処設備）

- ✓ 重大事故等対処設備については新規要求となることから、重大事故対処設備に関連する全ての説明事項が説明対象となる。
- ③ 事業指定基準規則と技術基準規則の比較から、設工認において説明が必要と思われる説明事項を抽出する。
 - ④ ③にて抽出した説明事項に対して関連する技術基準規則の新旧比較を行い、設工認において説明が必要な説明事項を整理する。

3. 説明が必要な説明事項の抽出結果

第1表に説明が必要な説明事項の全体概要を示すとともに、説明事項のうち評価を必要とする項目（評価項目）を整理した。

第1表に示す評価項目を集約すると次のとおりとなる。

(1) 説明が必要な評価項目

- ・耐震評価
- ・自然現象等（竜巻、火山、外部火災）に関する評価
- ・火災防護に関する評価
- ・溢水防護に関する評価
- ・薬品漏えい防護に関する評価
- ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性評価
- ・耐圧評価
- ・居住性評価
- ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明

(2) これまでの許認可実績から変更のない評価項目

- ・臨界評価
- ・遮蔽評価

なお、これらの「(2) これまでの許認可実績から変更のない評価項目」については、関連する事業指定基準規則又は技術基準規則の内容がこれまでの許認可実績の内容から変更がないことを事業変更許可申請書の整理資料に纏めている。

4. 説明が必要な評価項目と申請対象設備の紐づけ（申請対象設備リストの作成）

3. までの作業で事業指定基準規則又は技術基準規則と評価項目の紐づけを実施した。

事業指定基準規則又は技術基準規則と申請対象設備の紐づけは最終的に様式-2及び様式-5に示されることから、本書における規則と評価項目の紐づけ結果を合わせることで説明が必要な評価項目と申請対象設備を紐づけることが可能である。（最終的に様式-2及び様式-5に抜け漏れのないことを確認する。）

表1 技術基準規則から設工認展開が必要な説明事項の整理

技術基準規則		参考：対応する事業指定基準規則		技術基準規則適合性説明に必要な説明事項	評価 有無	新規 説明
第二条	(特殊な設計による再処理施設)					
第三条	(廃止措置中の再処理施設の維持)					
第四条	(核燃料物質の臨界防止)	第二条	(核燃料物質の臨界防止)	・設計基準設備の未臨界性確保に関する基本設計方針及び具体的内容 ・未臨界性評価	○	△
第五条	(安全機能を有する施設の地盤)	第六条	(安全機能を有する施設の地盤)	・耐震に関する基本設計方針及び具体的内容 ・耐震評価	○	○
第六条	(地震による損傷の防止)	第七条	(地震による損傷の防止)			
第七条	(津波による損傷の防止)	第八条	(津波による損傷の防止)	・津波に関する基本設計方針		○
第八条	(外部からの衝撃による損傷の防止)	第九条	(外部からの衝撃による損傷の防止)	・自然現象(地震、津波以外)に関する基本設計方針及び具体的内容 ・竜巻の強度評価等	○	○
第九条	(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)	第十条	(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)	・不法侵入に関する基本設計方針(不法侵入防止のための運用)		○
第十条	(閉じ込めの機能)	第四条	(閉じ込めの機能)	・閉じ込めに関する基本設計方針及び具体的内容		△
第十一条	(火災等による損傷の防止)	第五条	(火災等による損傷の防止)	・火災防護に関する基本設計方針及び具体的内容 ・火災防護に関する評価	○	○
第十二条	(再処理施設内における溢水による損傷の防止)	第十一条	(溢水による損傷の防止)	・溢水防護に関する基本設計方針及び具体的内容 ・溢水防護に関する評価	○	○
第十三条	(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)	第十二条	(化学薬品の漏えいによる損傷の防止)	・薬品漏えい防護に関する基本設計方針及び具体的内容 ・薬品漏えい防護に関する評価	○	○
		第十三条	(誤操作の防止)	・誤操作防止に関する基本設計方針		○
第十四条	(安全避難通路等)	第十四条	(安全避難通路等)	・安全避難通路及び照明に関する基本設計方針及び具体的内容		○
第十五条	(安全上重要な施設)			・安全上重要な施設に関する基本設計方針		△
第十六条	(安全機能を有する施設)	第十五条	(安全機能を有する施設)	・安全機能を有する施設の健全性確保に関する基本設計方針及び具体的内容 ・安全機能を有する施設に対する健全性確保評価	○	○
		第十六条	(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)			
第十七条	(材料及び構造)			・材料及び構造に関する基本設計方針及び具体的内容 ・耐圧評価	○	△
第十八条	(搬送設備)			・搬送設備に関する基本設計方針及び具体的内容 (重量物落下に関する評価を含む)		△
第十九条	(使用済燃料の貯蔵施設等)	第十七条	(使用済燃料の貯蔵施設等)	・使用済燃料の貯蔵施設等に関する基本設計方針及び具体的内容		△
第二十条	(計測制御系統施設)	第十八条	(計測制御系統施設)	・計測制御系統施設に関する基本設計方針及び具体的内容		△
第二十一条	(放射線管理施設)	第二十三条	(放射線管理施設)	・放射線管理施設に関する基本設計方針及び具体的内容		○
		第二十四条	(監視設備)	・監視設備に関する基本設計方針及び具体的内容		○
第二十二条	(安全保護回路)	第十九条	(安全保護回路)	・計測制御系統施設に関する基本設計方針及び具体的内容		△
第二十三条	(制御室等)	第二十条	(制御室等)	・計測制御系統施設に関する基本設計方針		○
第二十四条	(廃棄施設)	第二十一条	(廃棄施設)	・廃棄施設に関する基本設計方針及び具体的内容		△

表1 技術基準規則から設工認展開が必要な説明事項の整理（つづき）

技術基準規則		参考：対応する事業指定基準規則		技術基準規則適合性説明に必要な説明事項	評価 有無	新規 説明
第二十五条	（保管廃棄施設）	第二十二條	（保管廃棄施設）	・保管廃棄施設に関する基本設計方針及び具体的内容		○
第二十六条	（使用済燃料等による汚染の防止）			・汚染防止に関する基本設計方針		△
第二十七条	（遮蔽）	第三條	（遮蔽等）	・遮蔽に関する基本設計方針及び具体的内容 ・遮蔽評価	○	△
第二十八条	（換気設備）			・換気設備に関する基本設計方針及び具体的内容		△
第二十九条	（保安電源設備）	第二十五条	（保安電源設備）	・保安電源設備に関する基本設計方針及び具体的内容		○
第三十条	（緊急時対策所）	第二十六条	（緊急時対策所）	・緊急時対策所に関する基本設計方針		○
第三十一条	（通信連絡設備）	第二十七条	（通信連絡設備）	・通信連絡設備に関する基本設計方針及び具体的内容		○
第三十二条	（重大事故等対処施設の地盤）	第三十条	（重大事故等対処施設の地盤）	・耐震に関する基本設計方針及び具体的内容 ・耐震評価	○	○
第三十三条	（地震による損傷の防止）	第三十一条	（地震による損傷の防止）			
第三十四条	（津波による損傷の防止）	第三十二条	（津波による損傷の防止）	・津波に関する基本設計方針		○
		第二十八条	（重大事故等の拡大の防止等）	—	—	—
第三十五条	（火災等による損傷の防止）	第二十九条	（火災等による損傷の防止）	・火災防護に関する基本設計方針及び具体的内容 ・火災防護に関する評価	○	○
第三十六条	（重大事故等対処設備）	第三十三条	（重大事故等対処設備）	・重大事故等対処設備の健全性確保に関する基本設計方針及び具体的内容 ・重大事故等対処設備に対する健全性確保評価	○	○
第三十七条	（材料及び構造）			・材料及び構造に関する基本設計方針及び具体的内容 ・耐圧評価	○	○
第三十八条	（臨界事故の拡大を防止するための設備）	第三十四条	（臨界事故の拡大を防止するための設備）	・臨界事故に対処するための設備に関する基本設計方針 ・臨界事故に対処するための設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第三十九条	（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）	第三十五条	（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）	・蒸発乾固に対処するための設備に関する基本設計方針 ・蒸発乾固に対処するための設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十条	（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）	第三十六条	（放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備）	・水素爆発に対処するための設備に関する基本設計方針 ・水素爆発に対処するための設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十一条	（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）	第三十七条	（有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備）	・火災爆発に対処するための設備に関する基本設計方針 ・火災爆発に対処するための設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十二条	（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	第三十八条	（使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備）	・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する基本設計方針 ・使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十三条	（放射性物質の漏えいに対処するための設備）	第三十九条	（放射性物質の漏えいに対処するための設備）	・放射性物質の漏えいに対処するための設備に関する基本設計方針		○
第四十四条	（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）	第四十条	（工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備）	・放出抑制設備に関する基本設計方針 ・放出抑制設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十五条	（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）	第四十一条	（重大事故等への対処に必要な水の供給設備）	・水の供給設備に関する基本設計方針 ・水の供給設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十六条	（電源設備）	第四十二条	（電源設備）	・電源設備に関する基本設計方針及び具体的内容 ・電源設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十七条	（計装設備）	第四十三条	（計装設備）	・計装設備に関する基本設計方針及び具体的内容 ・計装設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第四十八条	（制御室）	第四十四条	（制御室）	・制御室に関する基本設計方針 ・制御室に関する設定根拠に関する各種評価 ・居住性評価	○	○
第四十九条	（監視測定設備）	第四十五条	（監視測定設備）	・監視測定設備に関する基本設計方針及び具体的内容 ・監視測定設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○
第五十条	（緊急時対策所）	第四十六条	（緊急時対策所）	・緊急時対策所に関する基本設計方針 ・緊急時対策所に関する設定根拠に関する各種評価 ・居住性評価	○	○
第五十一条	（通信連絡を行うために必要な設備）	第四十七条	（通信連絡を行うために必要な設備）	・通信連絡設備に関する基本設計方針及び具体的内容 ・通信連絡設備に関する設定根拠に関する各種評価	○	○

新規説明欄の凡例 ○：説明が必要な説明事項

△：これまでの許認可実績から内容に変更のない説明事項

類型化と技術基準規則適合性説明に必要な評価項目の関係整理

1. はじめに

「別添1 設工認申請事項のうち説明が必要な事項の整理について」にて技術基準規則適合性説明に必要な評価項目を網羅的に整理した。

本書では、抽出された技術基準規則適合性説明に必要な評価項目の内容に着目し、評価項目を内容の特徴に応じて分類した上で、類型化の観点で考慮すべき評価項目と類型化とは別に個別に説明することが効率的な評価項目の仕分けの考え方について説明する。

2. 評価項目の特徴

技術基準規則の要求に対し、抽出した評価項目の内容は以下の観点に分類される。

① 健全性要求

技術基準規則の要求に対して、自らの設備の健全性を示す内容のもの。
例：耐震評価、耐圧評価、安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性

② 機能要求

必要な設備を設け、これらの設備、系統によって技術基準規則が要求する目的に対して、必要な機能が発揮されることを示す内容のもの。
例：設備別記載事項の設定根拠に関する説明、居住性評価

③ 機能要求＋健全性要求

防護する設備を設け、防護する設備が必要な機能を発揮することで、防護される側の設備が健全性を維持できることを示す内容のもの。
例：火災防護に関する評価、溢水防護に関する評価 等

3. 評価項目の特徴ごとの類型化検討における扱い

(1) ①健全性要求

【該当する評価項目】

- ・耐震評価
- ・耐圧評価
- ・安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性評価

【類型化検討における扱い】

- ✓ これらの評価項目は、基本的には機器ごとに評価が実施される。
- ✓ 耐震評価及び耐圧評価は、機種及び機器の形状ごとに適用される評価手法が定められており、必要に応じて評価手法に着目した機種のグループ分け（類型化グループ）を行う。
- ✓ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性評価は、重大事故等対処設備全体に係る共通的な要求事項としての「多様性、位置的分散」「悪影響防止」「環境条件」「操作性及び試験・検査性」を説明するものである。
- ✓ 「悪影響防止」「環境条件」に関する内容のうち、評価を伴うものは、「耐震評価」、「耐圧評価」、「火災防護に関する評価」、「自然現象等（竜巻、火山、外部火災、航空機防護）に関する」、「溢水防護に関する評価」及び「薬品防護に関する評価」であり、これらについては、それぞれの説明書にてさらに具体的な設計方針とその評価結果を整理する。
- ✓ これら以外の内容については、具体化した設計方針に対して主に図表を用いた説明となる（位置的分散であれば配置図で示す等）ことから、技術基準規則の要求事項単位で評価内容を説明することが合理的であると考える。

【結論】

類型化検討では、耐震評価及び耐圧評価における評価手法を基に複数の類型化グループに類型化を行う。

(2) ②機能要求

【該当する評価項目】

- ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明
- ・居住性評価

【類型化検討における扱い】

- ✓ これらの評価項目は機器個別に対して実施される評価ではなく、これらの評価に関連する機器が発揮する機能によって技術基準規則が求める要求を満たすか否かを評価するものである。
- ✓ 従って、類型化においては、機種又は類型化グループ側からのアプローチではなく、技術基準規則の要求事項単位で評価内容を説明することが合理的であると考ええる。

【結論】

「②機能要求」に該当する評価項目については、評価項目ごとに1つの類型化として扱う。

(3) ③機能要求＋健全性要求

【該当する評価項目】

- ・ 火災防護に関する評価
- ・ 自然現象等（竜巻、火山、外部火災、航空機防護）に関する評価
- ・ 溢水防護に関する評価
- ・ 薬品漏えい防護に関する評価

【類型化検討における扱い】

- ✓ これらの評価項目は、「防護する側」と設備と「防護される側」の設備の2種類が関連する評価である。
- ✓ 防護する側の設備に立った場合に必要となる評価は、「②機能要求」に示した内容であり、一方、防護される側の設備に立った場合に必要となる評価は「①健全性要求」に示した内容となる。
- ✓ しかし、これらの評価項目は、防護する側と防護される側の設備の相互関係が評価内容に影響してくることから、互いに切り分けて評価することはできない。
- ✓ 防護する側と防護される側の設備の相互関係を整理することで、相互関係ごとに複数の類型化グループを設定することが可能である。

【結論】

防護する側と防護される側の設備の相互関係を整理した結果を基に複数の類型化グループに類型化を行う。

4. 類型化にあたって考慮する評価項目の結論

3. の整理に基づき、以下の評価項目における評価内容の特徴を考慮し類型化を行う。

- ✓ 耐震評価
- ✓ 耐圧評価
- ✓ 火災防護に関する評価
- ✓ 自然現象等（竜巻、火山、外部火災、航空機防護）に関する評価
- ✓ 溢水防護に関する評価
- ✓ 薬品漏えい防護に関する評価

また、以下の評価項目については、技術基準規則の要求事項単位で評価内容を説明する。

- ✓ 居住性評価
- ✓ 設備別記載事項の設定根拠

評価項目と評価内容の概要（既許可から変更のない評価項目を含む）

評価項目	評価内容
臨界評価	（許認可実績からの内容の変更なし）
耐震評価	基準地震動の変更に伴う耐震評価を実施。 機種、形状等により19種類の評価に分類される。
自然現象等（竜巻、火山、外部火災、航空機防護）に関する評価	耐震評価（飛来物防護ネット等） 竜巻・設計荷重評価（5種類） 竜巻・飛来物衝突評価（4種類） 竜巻・気圧差影響評価（7種類） 竜巻・転倒評価（2種類） 火山影響評価（5種類） 外部火災影響評価
火災防護に関する評価	防護対象設備に対して火災区域・区画を設定し、不燃材の使用等の発生防止対策を講じる。また、当該設備が設置される区域・区画に対し、感知・消火、影響軽減対策を講じる。 後者については性能評価（検証試験等）及び耐震評価を実施するが、防護対象設備によらず火災防護設備として共通の対応となるため、まとめて説明する。
溢水防護に関する評価	溢水防護対象設備に対する溢水影響評価（没水、被水、蒸気、スロッシング等）、溢水防護設備の耐震評価及び強度評価を説明する。
薬品漏えい防護に関する評価	化学薬品防護対象設備に対する化学薬品の漏えい影響評価（没液、被液、腐食性ガス等）、化学薬品防護設備の耐震評価及び強度評価を説明する。
安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性評価	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備全体に係る共通的な要求事項としての「多様性、位置的分散」「悪影響防止」「環境条件」「操作性及び試験・検査性」を説明するもの。 このうち評価を伴うものは、「耐震評価」、「耐圧評価」、「火災評価」、「自然現象等（竜巻、火山、外部火災、航空機防護）」、「溢水評価」及び「薬品漏えい評価」であり、これらは各々の評価項目で整理される。 これら以外は、これら以外の内容については、具体化した設計方針に対して主に図表を用いた説明となる（位置的分散であれば配置図で示す等）。
耐圧評価	重大事故時環境下における耐圧評価を実施。 機種、形状等により複数の評価に分類される。
居住性評価	重大事故発生時の制御室及び緊急時対策所における被ばく線量評価の内容を示す。 （事業変更許可申請書（整理資料含む）の内容と同様）
遮蔽評価	（許認可実績からの内容の変更なし）
設備別記載事項の設定根拠	主に重大事故等対処設備の個数、容量等の根拠についての説明の他、重大事故対処設備に対して課される機能要求に対する計算書（例：除熱評価等）をまとめる。

技術基準規則第三十六条（重大事故等対処設備）の要求を踏まえた
類型化における考慮について

1. はじめに

第三十六条における要求は、重大事故等対処設備全体に係る性能要求・機能要求その他であり、その範囲は多岐に渡ることから、適合性の示し方とその説明についてもそれぞれ異なる。

以上のような条文の特徴を踏まえて、類型化における考慮の方向性について示す。

2. 類型化の考え方

（1）第三十六条要求に対する適合性

設工認においては、第三十六条の要求に対しそれぞれの観点での設計方針と、設計のアウトプットを示す必要がある。

設計方針については、「多様性、位置的分散等」「悪影響防止等」「容量等」「環境条件等」「操作性及び試験・検査性」の全体方針を本文「基本設計方針」にて示す。

このうち「容量等」については、添付書類の「設定根拠説明書」にて個数・容量の考え方を示す。

また、「多様性、位置的分散等」「悪影響防止等」「環境条件等」「操作性及び試験・検査性」については、添付書類の「重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」（以下、「健全性説明書」という）にてさらに設計方針を具体化し、それぞれの設計のアウトプットは、以下のとおり図面や説明書により示す。

① 図面により示すもの

設計方針に沿った設計になっていることを図面にて示すもので、評価や計算を必要としないもの。例を下表に示す。

設計方針	図面
位置的分散	配置図、保管場所位置図
弁操作による系統切替	系統図
異物流入防止	構造図（ストレーナ等）

② 説明書により示すもの

設計方針に沿った設計になっていることを、他の評価項目の説明書でまとめて示すもの。例を下表に示す。

設計方針	他の評価項目	説明書
荷重（積雪等）に対する設計	自然現象（積雪等）	強度計算書
竜巻に対する固縛	自然現象等（竜巻）	固縛強度計算書
地震に対する耐震設計	耐震評価	耐震性計算書

(2) 類型化における考慮

(1) の①に関しては、評価や計算を必要としないことから、技術基準規則の要求事項単位で評価内容を説明することが合理的であると考えます。

(1) の②に関しては、他の評価項目の説明書でまとめて説明を行う。

3. 結論

技術基準第三十六条の適合性を示す上で評価や計算を必要としない項目は、技術基準規則の要求事項単位で評価内容を説明することが合理的であると考えます。また、評価や計算が必要な項目については、「耐震評価」等、他の評価項目の説明書において評価項目の特徴に応じて類型化を行う。

以 上

再処理施設の構成	機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可撤	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																	類型 化 グ ル プ *6			
										5,29条		6,7,30, 31条		11条			12条		17,38条		15,33, 34,35, 36,37, 38,40, 41条									
										11,35条		5,6,32, 33条		17,37 条			12条		13条		19,42条		15,16, 36,38, 39,40, 41,42, 44,45 条							
施設	設備	設備又は系	系	火災	耐震	耐圧	溢水	薬品漏えい	使用済燃料 の受入れ施設 及び貯蔵 施設	安全 機能 を 有 す る 施 設 及 び 重 大 事 故 等 に 対 し の 備 全 性	被液 影響 評価	腐食 性力 影響 評価	未臨 界性 評価	冷却 能力 評価	図面 類	面 積														
																	区域 設定 (安重, SA) *4	区域 設定 (非安 重貯蔵 機器)	火災 による 安全 機能 への 影響 評価	最重 要設 備 *5	耐震 評価 *2	耐圧 評価	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	没液 影響 評価	被液 影響 評価			
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管	配管	FA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	△
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	プール水浄化・冷却設備	プール水冷却系	主配管	配管	FA	既設	安重	常設	○	○	S	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	△
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	-	主配管	可搬型スプレイヘッド	FA	新設	-	可撤	-	○	-	○	△	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	△
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	-	主配管	可搬型建屋外ホース	FA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	-	主配管	可搬型建屋内ホース	FA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	補給水設備	-	主配管	配管	FA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	-	-	○	○	○	△	△
再処理設備本体	せん断処理施設	燃料供給設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	B	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	せん断処理施設	せん断処理設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	エンドピースシュート	AA	既設	安重	常設	○	-	B	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	シュート	AA	既設	非安重	常設	○	○	B/SA	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	S	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	B	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	B(Ss)	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	○	B/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	○	C/SA	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	B/SA	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△	△
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	非安重	常設	○	○	B/SA	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	-
再処理設備本体	溶解施設	溶解設備	-	-	主配管	配管	AA	既設	非安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-

再処理施設の構成	施設	設備	設備又は系	系	機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 /新設	安重 /非安重	常設 /可撤	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)														類型 化 グ ル プ *6					
														5.29条				6.7.30.31条		11条			12条		17.38条		15.33.34.35.36.37.38.40.41条						
														11.35条				5.6.32.33条		17.37条			12条		13条		19.42条		15.16.36.38.39.40.41.42.44.45条				
影響軽減				耐震		耐圧			没水影響評価		被水影響評価		蒸気影響評価		被液影響評価		腐食性ガス影響評価		未臨界性		冷却能力評価		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設		安全機能有する施設及び重大事故等対処設備の健全性								
区域設定(安重, SA)*4				区域設定(非安重, 貯蔵機器)		火災による安全機能への影響評価			最重要設備*5		耐震評価*2		耐圧評価			没水影響評価		被水影響評価		蒸気影響評価		被液影響評価		腐食性ガス影響評価		未臨界性		冷却能力評価		使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設		安全機能有する施設及び重大事故等対処設備の健全性	

放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	○	S	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	C	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	不溶解残渣廃液廃ガス処理系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	C	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	—	主配管	配管	AE	既設	安重	常設	○	-	B	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管	配管	AB	既設	非安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	-	-	○	△	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	—	主配管	配管	AB	既設	非安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋排気系	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋排気系	主配管	配管	AA	新設	-	常設	-	○	-/SA	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋排気系	主配管	前処理建屋換気設備のダクト・ダンパ	AA	新設	-	常設	-	○	-/SA	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋排気系	主配管	可搬型ダクト	AA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	△	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	分離建屋排気系	主配管	ダクト	AB	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	主配管	可搬型ダクト	AC	新設	非安重	可撤	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	主配管	ダクト	AC	既設	非安重	常設	○	○	S/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系	主配管	可搬型ダクト	CA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	主配管	可搬型ダクト	KA外部保管エリア	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	主配管	ダクト	KA	既設	安重	常設	○	○	S	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	主配管	ダクト	KA	既設	安重	常設	○	-	C	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	主配管	ダクト・ダンパ	KA	新設	-	可撤	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	△
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	-	S	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	S	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	C	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	B/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	非安重	常設	○	○	B/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	非安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	C	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液処理設備	高レベル廃液濃縮設備	高レベル廃液濃縮設備	主配管	配管	KA	既設	安重	常設	○	-	S	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	

施設	設備	設備又は系	系	機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 /新設	安重 /非安重	常設 /可撤	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)														類型 化 グ ル プ *6									
													5,29条		6,7,30, 31条		11条			12条		17,38条		15,33, 34,35, 36,37, 38,40, 41条												
													11,35条		5,6,32, 33条		17,37 条			12条		13条		19,42条		15,16, 36,38, 39,40, 41,42, 44,45 条										
								火災			溢水			薬品漏えい		使用済燃料 の受入れ施 設及び貯蔵 施設		安全機 能を有 する施 設及び 重大事 故等処 理の全 面性		図面 類																
								影響軽減			耐震		耐圧		没水影 響評価		被水影 響評価		蒸気影 響評価		被液影 響評価		被液影 響評価		腐食性 ガス影 響評価		未臨 界性 評価		冷却能 力評価							
区域 設定 (安重, SA) *4		区域 設定 (非安 重貯機 器)		火災に よる全 機種の 影響評 価		最重 要設備 *5		耐震 評価 *2		耐圧 評価		没水影 響評価		被水影 響評価		蒸気影 響評価		被液影 響評価		被液影 響評価		腐食性 ガス影 響評価		未臨 界性 評価		冷却能 力評価										
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	圧縮空気手動供給ユニット	AC	新設	-	常設	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋外ホース	AA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋外ホース	AB	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋外ホース	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋外ホース	CA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋内ホース	AB	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋内ホース	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	可搬型建屋内ホース	CA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	機器圧縮空気自動供給ユニット	AC	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	建屋内空気中継配管	AC	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	配管	AB	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	配管	CA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	配管	CA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	配管	CA	新設	非安重	常設	○	○	C/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	主配管	配管	CA	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	給水処理設備	-	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	給水処理設備	-	主配管	配管	AA	新設	-	常設	-	○**	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	給水処理設備	-	主配管	可搬型建屋外ホース	屋外	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	一般冷却水系	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	一般冷却水系	主配管	配管	AA	新設	-	常設	-	○**	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水給排水配管・弁 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の冷却水注水配管・弁 ・高レベル廃液ガラス固化建屋の凝縮器冷却水給排水配管・弁	KA	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	・内部ループ配管・弁 ・冷却コイル配管・弁 ・機器注水配管・弁 ・冷却水配管・弁(凝縮器)	KA	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース	AA	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース	KA外部保管エリア	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース(セル導出設備の凝縮器への通水用)	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース(貯槽等への注水用)	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース(内部ループへの通水用)	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	可搬型建屋内ホース(冷却コイル又は冷却ジャケットへの通水用)	AC	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	高レベル廃液ガラス固化建屋の可搬型配管	KA外部保管エリア	新設	-	可撤	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AA	既設	安重	常設	○	-	S	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AA	新設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	-	S	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	S	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AB	既設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	AB	新設	-	常設	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	CA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	冷却水設備	安全冷却水系	主配管	配管	CA	既設	安重	常設	○	-	S/(SA)	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋
施設	設備	設備又は系	系			

計測制御系統施設	—	計測制御設備	—	—	圧縮機	空気圧縮機	屋外
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	—	圧縮機	廃ガス貯留設備の空気圧縮機	AA
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理系(プルトニウム系)	圧縮機	空気圧縮機	AC
その他再処理設備の附属施設	—	圧縮空気設備	一般圧縮空気系	—	圧縮機	空気圧縮機	GC
その他再処理設備の附属施設	—	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	圧縮機	可搬型空気圧縮機	AA
その他再処理設備の附属施設	—	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	圧縮機	空気圧縮機	AA
その他再処理設備の附属施設	—	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	圧縮機	可搬型空気圧縮機	AB建屋近傍
その他再処理設備の附属施設	—	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	圧縮機	可搬型空気圧縮機	AC
その他再処理設備	—	圧縮空気設備	安全圧縮空気系	—	圧縮機	機器圧縮空気自動供給ユニット	AB

既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基 准 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1
---------------	----------------	---------------	------------------	------------------	-----------------

新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	常設	—	○**	—
新設	—	常設	—	○**	—
既設	非安重	常設	○	○	C
新設	—	可搬	—	○	—
既設	安重	常設	○	○	S/SA
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	常設	—	○	—/SA

基本設計方針		(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																			
		5.29条	6.7.30, 31条		11条	12条	34.35, 36.37, 3840.41条	15.33, 34.35, 36.37, 3840.41条	13.18, 19.43条												
自然現象		11.35条	5.6.32, 33条	17.37条	12条	13条	38.39, 40.41, 42.44, 44.45条	15.16, 36.38, 39.40, 41.42, 44.45条	20.22, 47条												
		地震	外部衝撃	火災	溢水	薬品漏えい	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備	個別項目(別シート参照)	影響軽減	耐震	耐圧	没水影響評価	被水影響評価	蒸気影響評価	没液影響評価	被液影響評価	腐食性ガス影響評価	設備記事の定規	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性	計測制御系統施設	四面類
地震	外部衝撃	火災	溢水	薬品漏えい	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備	個別項目(別シート参照)	区域設定(安重、SA)*4	耐震評価*2	耐圧評価	没水影響評価	被水影響評価	蒸気影響評価	没液影響評価	被液影響評価	腐食性ガス影響評価	設備記事の定規	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性	計測制御系統施設	四面類		

—	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	—	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
○	—	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	△
○	—	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	△
—	—	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○
○	—	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	△
○	—	○	○	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	—	○

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	数量	既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基準 (DB)	重大事故 (SA)	耐震 クラス *1	21 23 24 29 33 37 39 41 45 46 65 (上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)											類型 化 グ ル ー プ *6			
施設	設備	設備又は系	系											区域 設定 (安 重、 SA)* 4	火災 による 安全 機能 への 影響 評価	最 重 要 設 備 *5	耐 震 評 価 *2	気 圧 差	没 水 影 響 評 価	被 水 影 響 評 価	蒸 気 影 響 評 価	液 影 響 評 価	被 液 影 響 評 価	制 御 室 及 緊 急 時 対 策 所 の 居 住 性				
計測制御系統施設	—	制御室換気設備	—	送・排風機	中央制御室送風機	AG	2	既設	安重	常設	○	○*7	S	○	○	—	①	○	○	○	○	○	○	○	○	—	Gr1	
計測制御系統施設	—	制御室換気設備	—	送・排風機	中央制御室排風機	AG	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	せん断処理・溶解廃ガス処理設備	—	送・排風機	排風機(せん断処理・溶解廃ガス処理設備)	AA	3	既設	安重	常設	○	○*7	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AB	2	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AB	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	分離建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AC	2	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AC	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	精製建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	AC	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	CA	5	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	KA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	送・排風機	排風機	KA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備	—	送・排風機	排風機	KA	4	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	送・排風機	セル排風機	AA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	送・排風機	建屋排風機	AA	3	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	送・排風機	溶解槽セル排風機	AA	4	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	送・排風機	グローブボックス・セル排風機	AB	3	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	送・排風機	建屋排風機	AB	2	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	送・排風機	グローブボックス・セル排風機	AC	2	既設	安重	常設	○	○*7	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	送・排風機	建屋排風機	AC	1	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○		—
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	送・排風機	建屋排風機	AC	1	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	送・排風機	グローブボックス・セル排風機	CA	3	既設	安重	常設	○	—	S/(SA)	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	送・排風機	建屋排風機	CA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	数量	既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基準 (DB)	重大事故 (SA)	耐震 クラス *1	21	23	24	29	33	37	39	41	45	46	65	類型 化 グ ル ー プ *6								
施設	設備	設備又は系	系											(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																			
														5.29条	6.7,30,31条		8.9,32,33条		11条		12条		20,26,44,46条										
														11.35条		5.6,32,33条		7.8,34,36条		12条		13条		23,30,48,50条									
														火災		耐震		自然現象等		溢水		薬品漏えい		制御室及び緊急時対策所の居住性									
														影響軽減		竜巻		没水影響評価		被水影響評価		蒸気影響評価		被液影響評価									
														区域設定(安重、SA)*4		火災による安全機能への影響評価		最重要設備*5		耐震評価*2		気圧差		没水影響評価		被水影響評価		蒸気影響評価		被液影響評価			
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋換気設備	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋排気系	送・排風機	貯蔵室排風機	4	既設	安重	常設	○	-	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	-	Gr1							
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	送・排風機	セル排風機	2	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	-								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	送・排風機	建屋排風機	2	既設	安重	常設	○	-	S	○	○	-	①	○	○	○	○	○	○	○	-								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	送・排風機	固化セル換気系排風機	2	既設	安重	常設	○	-	S	○	○	○	①	○	○	○	○	○	○	○	-								
計測制御系統施設	-	制御室換気設備	-	-	送・排風機	制御室送風機	2	既設	非安重	常設	○	○*7	C	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	-								
その他再処理設備の附属施設	-	緊急時対策所	-	-	送・排風機	緊急時対策建屋送風機	4	新設	-	常設	-	○*3	-	○	-	-	①	-	○	○	○	○	○	○	-	Gr2							
その他再処理設備の附属施設	-	緊急時対策所	-	-	送・排風機	緊急時対策建屋排風機	4	新設	-	常設	-	○*3	-	○	-	-	①	-	○	○	○	○	○	○	-								
計測制御系統施設	-	制御室	-	-	送・排風機	代替制御室送風機	3	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	-	-	○	○	○	○	-	Gr3							
計測制御系統施設	-	制御室換気設備	-	-	送・排風機	代替中央制御室送風機	5	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	○	-								
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	前処理建屋換気設備	前処理建屋排気系	送・排風機	可搬型排風機	2	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	-									
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	分離建屋換気設備	分離建屋排気系	送・排風機	可搬型排風機	2	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	-									
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	精製建屋換気設備	精製建屋排気系	送・排風機	可搬型排風機	2	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	-									
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋排気系	送・排風機	可搬型排風機	2	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	-									
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備	高レベル廃液ガラス固化建屋換気排気系	送・排風機	可搬型排風機	2	新設	-	可搬	-	○	-	-	-	-	②	-	○	○	○	○	○	-									

*1:耐震クラスのSAは、地震を要因とする常設耐震重要重大事故等対処設備を示す。なお、(SA)は地震を要因とする常設耐震重要重大事故等対処設備の機能を損なわないように波及的影響を考慮する設備を示す。
 *2:耐震評価は、再処理施設の機器形状を踏まえ19分類に整理される。送・排風機についてはこのうち1分類に機能維持を加えた2分類となる。
 *3:緊急時対策所に係る設備は、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けるため、基準地震動による機能を喪失しない設計とする。
 *4:可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。
 *5:安全上重要な施設のうち、系統分離対策を講ずる対象を示す。
 *6:火災、溢水・薬品評価は、火災源、被水・薬品源自体の条件(火災規模、溢水規模等)及び評価対象と火災源、溢水・薬品源の位置的条件を踏まえて総合的に評価されるものであるため評価対象設備の形状によらず、1分類に整理される。
 *7:内的事象を要因とする重大事故等対処設備を示す。

凡例
 ○:条文要求に追加・変更がある、または追加設備があり、適合性説明が必要なもの。
 -:条文要求を受ける設備がなく適合性説明の必要がないもの。
 □:代表機器を示す。

耐震評価の凡例

分類番号	評価分類
①	横形ポンプ等
②	加振試験(機能維持)

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋
施設	設備	設備又は系	系			

計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	密度計	AG,洞道
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AA,AB,AC,C A,K,A,屋外
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AA,AG,屋外
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AC
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AC
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	AG,洞道
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	流量計	屋外
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	アルファベータ線用サーベイメータ(SA)	FA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	可搬型酸素濃度計	FA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	可搬型ダストサンプラ(SA)	FA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	可搬型窒素酸化物濃度計	FA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	可搬型二酸化炭素濃度計	FA
計測制御系統施設	計測制御設備	—	—	計装設備	ガンマ線用サーベイメータ(SA)	FA
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	圧力計	KA,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	温度温度計	AB,AG,洞道 常設
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	温度計	AB,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	温度計	AC,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	温度計	AC,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	温度計	CA,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	重量計	KA,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	電圧検知器	AB,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	電圧検知器	AC,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	濃度計	CA,CC,AG, 洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	放射線計	AA
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	放射線計	AB,AG,洞道
計測制御系統施設	安全保護回路	—	—	計装設備	放射線計	AG,洞道
計測制御系統施設	制御室	—	—	計装設備	安全系監視制御盤	AG
計測制御系統施設	制御室	—	—	計装設備	安全系監視制御盤	AG
計測制御系統施設	制御室	—	—	計装設備	安全系監視制御盤	FA
計測制御系統施設	制御室	—	—	計装設備	監視制御盤	AG

既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1
---------------	----------------	---------------	------------------	------------------	-----------------

既設	安重	常設	○	—	S
既設	安重	常設	○	—	S
新設	—	常設	—	○*	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	非安重	常設	○	○	C
新設	—	常設	—	○*	—
既設	安重	常設	○	—	S
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	常設	—	○	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	可搬	—	○	—
新設	—	常設	—	○	—
既設	安重	常設	○	—	S
既設	安重	常設	○	—	S
既設	安重	常設	○	○	S
既設	安重	常設	○	—	C
既設	安重	常設	○	—	S
新設	安重	常設	○	—	C
新設	安重	常設	○	—	C
既設	安重	常設	○	—	C
既設	安重	常設	○	—	S
既設	安重	常設	○	○	S
既設	安重	常設	○	○	S
既設	非安重	常設	○	○	C

基本設計方針		5.29条		6.7.30, 31条		8.9.32,33条		11条		12条		34.35, 36.37, 38.40, 41条		4条		15.33, 34.35, 36.37, 38.40, 41条		13.18, 19.43 条		27.47 条												
自然現象		11.35条		5.6.32, 33条		17.37 条		7.8.34,36条		12条		13条		38.39, 40.41, 42.44, 45条		10.26 条		15.16, 36.38, 39.40, 41.42, 44.45 条		20.22, 47条		31.51 条										
地震	外部 衝撃	閉じ 込め	火災	溢水	薬品 漏えい	遮蔽	安全 機能を 有する 施設 及び 重大 事故 等 対 処 置 機 能	材料・ 構造	個別 項目 (別 シ ート 参 照)	区域 設定 (安 重、 SA)* 4	区域 設定 (非 安 重 貯 機 器)	火災 に よ る 安 全 機 能 へ の 影 響 評 価	耐震 評 価 *2	耐任 評 価	設計 電 力 に よ る 風 力 と そ の 荷 重	飛 来 物 衝 突	火 山 影 響 評 価	外 部 火 災 影 響 評 価	航 空 機 防 護 評 価	没 水 影 響 評 価	被 水 影 響 評 価	蒸 気 影 響 評 価	液 影 響 評 価	被 液 影 響 評 価	食 品 汚 染 影 響 評 価	設 備 記 事 項 の 設 定 機 能	閉じ 込 め 機 能	安 全 機 能 を 有 す る 設 施 及 び 重 大 事 故 等 対 処 置 機 能 の 健 全 性	計 測 制 御 系 統 設 施	通 信 機 器	図 面 類	類 型 化 グ ル プ *6

○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	△	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	△	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
—	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
—	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○
○	○	—	○	○																											

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	
施設	設備	設備又は系	系				
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	主排気筒	—	—	排気筒	主排気筒	屋外

既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1
既設	安重	常設	○	○	S

3		5	6	7	8	9	11	12	16	21	29	30	33	37	39	41	45	46	48	50	60	類型 化 グ ル ー プ *6							
基本設計方針										(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																			
自然現象										5.29条	6.7.30.31条		8.9.32.33条	11条		12条		34.35.36.37.38.40.41条		15.33.34.35.36.37.38.40.41.42.44.45条									
地震										11.35条	5.6.32.33条	17.37条	7.8.34.36条	12条		13条		38.39.40.41.42.44.45条		15.16.36.38.39.40.41.42.44.45条									
外部衝撃										影響軽減	耐震	耐圧	自然現象等	洪水		薬品漏えい		安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備											
閉じ込め										区域設定(安重、SA)*4	耐震評価*2	耐圧評価	竜巻	没水影響評価	被水影響評価	蒸気影響評価	没液影響評価	被液影響評価	腐食力影響評価	設備別記事の設定規	安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性								
火災										個別項目(別シート参照)																			
溢水																													
薬品漏えい																													
安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備																													
材料・構造																													
個別項目(別シート参照)																													
区域設定(安重、SA)*4																													
耐震評価*2																													
耐圧評価																													
気圧差																													
没水影響評価																													
被水影響評価																													
蒸気影響評価																													
没液影響評価																													
被液影響評価																													
腐食力影響評価																													
設備別記事の設定規																													
安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備の健全性																													
放射線廃棄物の廃棄施設																													
気体廃棄物の廃棄施設																													
主排気筒																													
—																													
—																													
排気筒																													
主排気筒																													
屋外																													

再処理施設の構成	機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 /新設	安重 /非安重	常設 /可撤	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)											類型 化 グ ル ー プ *6
										21	29	30	33	37	39	41	45	46	48	67	
										5.29 条	6.7.30, 31条	8.9.32, 33条	11条			12条					
										11.35 条	5.6.32, 33条	17.37 条	7.8.34, 36条	12条			13条				
										火災			自然 現象 等	溢水			薬品漏えい				
										影響 軽減	耐震	耐圧	竜巻	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	被液 影響 評価	腐食 ガス 影響 評価	図面 類		
										区域 設定 (安重、 SA) *4	耐震 評価 *2	耐圧 評価	気圧 差	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	没液 影響 評価	被液 影響 評価			

放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	高レベル廃液ガ ラス固化廃ガス 処理設備	—	—	フィルタ	高性能粒子フィルタ	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	高レベル廃液ガ ラス固化廃ガス 処理設備	—	—	フィルタ	ミストフィルタ	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	高レベル廃液ガ ラス固化廃ガス 処理設備	—	—	フィルタ	よう素フィルタ	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	前処理建屋排気 系	フィルタ	セル排気フィルタユニット	AA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	—	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	前処理建屋排気 系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	AA	既設	安重	常設	○	○	C/SA	—	○	—	—	—	—	—	—	—	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	前処理建屋排気 系	フィルタ	溶解槽セルA排気フィルタユニット	AA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	前処理建屋換気 設備	前処理建屋排気 系	フィルタ	溶解槽セルB排気フィルタユニット	AA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	分離建屋換気設 備	分離建屋排気系	フィルタ	グローブボックスセル排気フィルタユニット	AB	既設	安重	常設	○	○	S/SA	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	分離建屋換気設 備	分離建屋排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	AB	既設	安重	常設	○	—	C	○	—	—	—	—	—	—	—	—	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	分離建屋換気設 備	分離建屋排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	AB	既設	安重	常設	○	—	C	○	—	—	—	—	—	—	—	—	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	精製建屋換気設 備	精製建屋排気系	フィルタ	セル排気フィルタユニット	AC	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	精製建屋換気設 備	精製建屋排気系	フィルタ	セル排気フィルタユニット	AC	既設	安重	常設	○	○*	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	精製建屋換気設 備	精製建屋排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	AC	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建 屋換気設備	ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建 屋排気系	フィルタ	グローブボックス・セル排気フィルタユニット	CA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建 屋換気設備	ウラン・プルトニ ウム混合脱硝建 屋排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	CA	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	ウラン・プルトニ ウム混合酸化物 貯蔵建屋換気設 備	ウラン・プルトニ ウム混合酸化物 貯蔵建屋排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	CB	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	高性能粒子フィルタ	KA	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	固化セル圧力放出系排気フィルタユニット	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	固化セル換気系フィルタユニット	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	セル排気フィルタユニット	KA	既設	安重	常設	○	—	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	セル排気フィルタユニット	KA	既設	安重	常設	○	○	S	○	○	—	—	○	○	○	○	○	△
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	建屋排気フィルタユニット	KA	既設	安重	常設	○	—	C	—	—	—	—	—	—	—	—	—	△

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	21	29	30	33	37	39	41	45	46	48	67	類型 化 グ ル ー プ *6	
施設	設備	設備又は系	系										(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)												
													5,29 条	6,7,30, 31条		8,9,32, 33条	11条			12条					
													11,35 条	5,6,32, 33条	17,37 条	7,8,34, 36条	12条			13条					
													火災	耐震	耐圧	自然 現象 等	溢水			薬品漏えい					
													影響 軽減			竜巻	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価		被液 影響 評価		腐食 ガス 影響 評価	図面 類	
													区域 設定 (安 重、 SA) *4	耐震 評価 *2	耐圧 評価	気圧 差	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	没液 影響 評価	被液 影響 評価				
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	ミストフィルタ	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	△	
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	粒子フィルタ	KA	既設	安重	常設	○	-	S	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	△	
放射性廃棄物の 廃棄施設	気体廃棄物の廃 棄施設	換気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気設備	高レベル廃液ガ ラス固化建屋換 気排気系	フィルタ	粒子フィルタ	KA	新設	安重	常設	○	-	S	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	△	

再処理施設の構成				機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	数量	既設 / 新設	安重 / 非安重	常設 / 可搬	設計基準 (DB)	重大事故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)						類型 化 グ ル ー プ *4			
施設	設備	設備又は系	系											21 条	29 、 31条	37 、 39条	41 、 45条	46 条	5,29 条		6,7,30 、 31条	11条	12条
															火災 影響 軽減	耐震	没水 影響 評価	溢水 被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	薬品漏えい 被液影 響評価			
															区域 設定 (安 重、 SA) *3	耐震 評価 *2	没水 影響 評価	被水 影響 評価	蒸気 影響 評価	没液 影響 評価	被液影 響評価		
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	搬送設備	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン	FA	2	既設	安重	常設	○	—	B(Ss)/(SA)	○	①	○	○	○	○	○	○	Gr1
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	搬送設備	固化セル移送台車	KA	2	既設	安重	常設	○	—	S	○	①	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	搬送設備	ホース展張車	屋外	8	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	Gr2
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	搬送設備	運搬車	屋外	8	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	搬送設備	ホース展張車	屋外	5	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	搬送設備	運搬車	屋外	5	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	冷却水設備	安全冷却水系	—	搬送設備	可搬型中型移送ポンプ運搬車	屋外	5	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	放出抑制設備	—	—	搬送設備	ホイールローダ	屋外	7	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	放出抑制設備	—	—	搬送設備	運搬車	屋外	2	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	
その他再処理設備の附属施設	—	放出抑制設備	—	—	搬送設備	小型船舶	屋外	3	新設	—	可搬	—	○	—	—	②	○	○	○	○	○	○	

*1:耐震クラスのSAは、地震を要因とする常設耐震重要重大事故等対処設備を示す。なお、(SA)は地震を要因とする常設耐震重要重大事故等対処設備の機能を損なわないように波及的影響を考慮する設備を示す。
 *2:耐震評価は、再処理施設の機器形状を踏まえ19分類に整理される。搬送設備についてはこのうち1分類に機能維持を加えた2分類となる。
 *3:可搬型重大事故等対処設備に対する火災防護対策については、火災防護計画に定めて実施する。
 *4:火災、溢水・薬品評価は、火災源、被水・薬品源自体の条件(火災規模、溢水規模等)及び評価対象と火災源、溢水・薬品源の位置的条件を踏まえて総合的に評価されるものであるため評価対象設備の形状によらず、1分類に整理される。

凡例	耐震評価の凡例
○:条文要求に追加・変更がある、または追加設備があり、適合性説明が必要なもの。 —:条文要求を受ける設備がなく適合性説明の必要がないもの。 □:代表機器を示す。	分類番号
	① クレーン、台車類
	② 加振試験(機能維持)

再処理施設の構成	機種 (14分類)	機器名称	該当 建屋	既設 /新設	安重 /非安重	常設 /可撤	設計基 準 (DB)	重大事 故 (SA)	耐震 クラス *1	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)																			類型 化グ ループ
										19	21	29	31	32	34	35	36	37	39	41	43	44	45	46	48	49	65		
										3条	5,29条	6,7,30, 31条	8,9,32,33条				11条				12条				20,26, 44,46 条				
27条	11,35 条	5,6,32, 33条	7,8,34,36条				12条				13条				23,30, 48,50 条														
施設	設備	設備又は系	系	火災	自然現象等	溢水	薬品漏えい	耐震	影響軽減	竜巻	火山	外部火災	航空機防護	没水影響評価	被水影響評価	蒸気影響評価	その他溢水影響評価	屋外からの溢水影響評価	液管影響評価	被液管影響評価	腐食力影響評価	屋外からの品影響評価	制御室及び緊急時対策の居住性						
																								建屋内の遮蔽評価	区域設定(安重、SA)*4	耐震評価*2	設計巻による風圧力その他の荷重	飛来物衝突	火山影響評価
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	建物・構築物	燃焼度計測後燃料仮置きラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し設備	—	建物・構築物	燃焼度計測前燃料仮置きラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料移送設備	—	建物・構築物	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	FA	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	建物・構築物	高残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	建物・構築物	高残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	建物・構築物	低残留濃縮度BWR燃料貯蔵ラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料貯蔵設備	—	建物・構築物	低残留濃縮度PWR燃料貯蔵ラック	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	建物・構築物	バスケット仮置き架台	FA	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	使用済燃料の貯蔵施設	使用済燃料貯蔵設備	燃料送出し設備	—	建物・構築物	バスケット仮置き架台(突入り用)	FA	既設	安重	常設	○	○	S/SA	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—	—	
再処理設備本体	せん断処理施設	燃料供給設備	—	—	建物・構築物	前処理建屋	AA	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	建物・構築物	分離建屋	AB	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
再処理設備本体	分離施設	分離設備	—	—	建物・構築物	分離建屋、精製建屋、ウラン脱硝建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、低レベル廃液処理建屋、低レベル廃棄物処理建屋及び分析建屋を接続する洞道	AT05	既設	安重	常設	○	○	B(Ss)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
再処理設備本体	精製施設	ウラン精製設備	—	—	建物・構築物	精製建屋	AC	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	建物・構築物	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	CA	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
再処理設備本体	脱硝施設	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	粉体系	—	建物・構築物	保管ピット	CA	既設	安重	常設	○	—	B	—	○	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	
製品貯蔵施設	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	建物・構築物	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	CB	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
製品貯蔵施設	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	建物・構築物	貯蔵ホール	CB	既設	安重	常設	○	○	B(Ss)/SA	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
計測制御系統施設	—	制御室	—	—	建物・構築物	制御建屋	AG	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	高レベル廃液ガラス固化設備	—	—	建物・構築物	高レベル廃液ガラス固化建屋	KA	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	建物・構築物	第1ガラス固化体貯蔵建屋	KBE	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	建物・構築物	第1ガラス固化体貯蔵建屋棟棟の貯蔵ピット	KBE	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	建物・構築物	高レベル廃液ガラス固化建屋の貯蔵ピット	KA	既設	安重	常設	○	—	S	—	○	○	○	—	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	
放射線管理施設	—	試料分析関係設備	放出管理分析設備	—	建物・構築物	主排気塔管理建屋	AP	既設	非安重	常設	○	○	-(Ss)/(SA)	△	—	○	○	○	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	建物・構築物	第1保管庫・貯水槽	G13	新設	—	常設	—	○	—/(SA)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	建物・構築物	第2保管庫・貯水槽	G14	新設	—	常設	—	○	—/(SA)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	建物・構築物	第1保管庫・貯水所	外部保管エリア	新設	—	常設	—	○	—/(SA)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他再処理設備の附属施設	—	給水処理設備	—	—	建物・構築物	第1貯水槽	G13	新設	—	常設	—	○	—/(SA)	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

